

福島市保育の質ガイドライン

令和5年 3月

福島市

〔 目 次 〕

1	ガイドライン策定の趣旨	1
2	ガイドラインの位置付け	1
3	福島市の目指す保育	2
4	子どもの権利	4
5	保育内容と環境	6
	(1) 乳児保育	9
	(2) 1歳以上3歳未満児の保育	10
	(3) 3歳以上児の保育	12
	(4) 小学校との接続	14
	(5) 特に配慮の必要な子どもの保育	15
6	食育	16
7	健康・衛生管理	16
8	安全管理・災害への備え	18
9	子育て支援	20
	(1) 保護者支援	20
	(2) 地域の子育て支援	21
10	職員の資質向上	22
11	施設の運営体制	24
12	保育の質の向上のため	28

[本ガイドの用語の説明]

○保育施設等… 認可保育所(園)、幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設

○保育者等 … 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、保育補助者、看護師、栄養士、調理師(員)、用務員、事務員等保育に携わるすべての職員

1 ガイドライン策定の趣旨

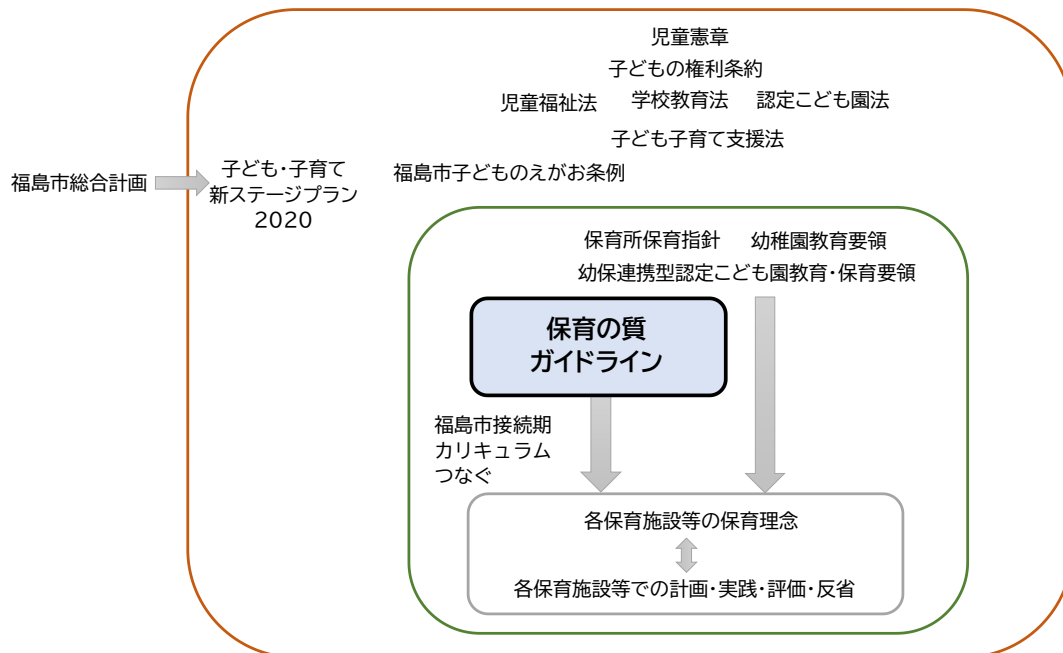
福島市では、令和2年3月に「子ども・子育て新ステージプラン」を策定し、「子どもたちの笑顔あふれる未来のために」という基本理念のもと、子育てと仕事が両立できる環境づくりに向けて、保育施設の整備や保育サービスの充実に取り組んできました。

子どもが健やかに育ち、保護者が安心して預けられるようにするためには、子育て基盤の量的確保だけでなく、「量」と「質」の両面を整備していく必要があります。

そこで福島市では、保育に関わるすべての職員や保護者、地域、行政等が理解を深め、相互に連携・協力し、福島市としての保育水準を定め、保育のあるべき姿を示し、更なる保育の質の向上を目指していくために、「福島市保育の質ガイドライン」を策定しました。

2 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、子どもをめぐる国内外の憲章や条約に沿い、国が定める法律や保育所保育指針・幼稚園教育要領等に基づき策定したものです。市の「福島市子どものえがお条例」を念頭に、子どもの教育・保育に関わるすべての方々の取組について振り返り、理解を深められるよう構成されています。



3 福島市の目指す保育

～ 子どもたちの笑顔あふれる福島市 ～

将来の主人公であり、地域の宝である子どもたちは、多様な個性と無限の可能性を秘めています。そして、子どもたちの笑顔には、周りを笑顔にし、福島市全体を元気にする力があります。

福島市の保育施設等には、子どもが自ら伸びていく無限の可能性を持つことを尊重し、幼児期にふさわしい生活や遊びを通して、心身の調和のとれた発達を促し、この時期に身につけるべき資質・能力を育み、子どもの「生きる力」の基礎を育むことが求められます。

福島市の目指す子ども

▷ 命の尊さを知り、自分自身を大切にするとともに、

人を思いやる心を持ち、互いに助け合う子ども ◁

「福島市子どものえがお条例」より

〔基本理念〕

- *子どもを一人の人間として尊重する
- *自己肯定感を育む
- *社会で生活する能力を育む
- *一人一人の個性や可能性を伸ばす環境を整える

福島市の保育施設等においては、平成30年4月に施行された「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(以下指針・要領とする)で示された内容を踏まえ、乳幼児期の教育・保育(以下保育とする)の重要性をとらえ、子どもたちの笑顔あふれるまち・福島市を目指していきます。

《本ガイドラインの見方・活用の仕方》

本ガイドラインは、市内のすべての保育施設等での活用を念頭に置きつつ、保護者、事業所、地域住民が福島市の保育を知る一助となるよう、福島市の保育の基本的な方向を示しています。

本ガイドラインはチェックボックス形式で確認項目を掲げており、保育者自身の保育がガイドラインに沿っているかチェックできる仕組みになっています。

保育者等は個人・クラス・学年で保育を振り返り、自己研鑽や保育の方法、カリキュラムの見直し等にご活用ください。施設長及び運営事業者は、施設運営の管理ならびに施設評価にお役立てください。また、保育の質の改善につながるよう施設全体の研修の資料としてもご活用ください。

なお、各項目を「子どもの視点から」捉え直すとうなるかを考え合い、保育を振り返ったり、研修にお役立ていただいたりすることで、より子ども理解を深めることにもつながると期待します。

子どもたちの育ちを支える保育者等の姿勢を示しています。

4 子どもの権利

子どもの権利とは、すべての子どもが心身共に健康に、自分らしく育つための権利です

子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が記されています。私たち大人はその権利を守る責任があります。

保育施設等では「子どもの最善の利益」を考慮し、子どもの気持ちに寄り添い、子どもの尊厳を尊重し健やかな成長を見守り、支えながら、保育を行っていく必要があります。

保育者自身の保育を振り返る視点を示しています。

【権利の保障】

1	職員全体で子どもの権利や保育施設の役割について理解している。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------------	--------------------------

【保育の権利】

2	子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>
3	子どもの最善の利益を考慮し、最もふさわしい生活の場になるよう努力をしている。	<input type="checkbox"/>

チェック

チェックするだけにとどまらず、今後の具体的な取り組みを考え、実践できるよう記録しておきましょう。

4 子どもの権利

子どもの権利とは、すべての子どもが心身共に健康に、自分らしく育つための権利です。

子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が記されています。私たち大人はその権利を守る責任があります。

保育施設等では「子どもの最善の利益」を考慮し、子どもの気持ちに寄り添い、子どもの尊厳を尊重し健やかな成長を見守り、支えながら、保育を行っていく必要があります。

【権利の保障】

1	職員全体で子どもの権利や保育施設の役割について理解している。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------------	--------------------------

【保育の権利】

2	子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っている	<input type="checkbox"/>
3	子どもの最善の利益を考慮し、最もふさわしい生活の場になるよう努力をしている。	<input type="checkbox"/>

【個人情報の保護】

4	子どもや保護者のプライバシーを保護し、知り得た事柄を口外しない。	<input type="checkbox"/>
---	----------------------------------	--------------------------

【虐待の禁止】

5	むやみな制止や禁止、子どもの言動を無視する、不必要な大きな声、否定的・抑圧的・管理的な対応や体を傷つけるような行為などはしない。	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

【差別の禁止】

6	子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにしている。	<input type="checkbox"/>
7	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別や障がいの有無などによる固定的な意識を植え付けることがないようにしている。	<input type="checkbox"/>

【子どもと家庭の養護】

8	家庭や地域との連携を図りながら、子どもの保護者及び地域の子育て家庭に対する支援を行っている。	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

9	多様な家庭環境を踏まえ、子どもと保護者の関係や家庭での生活状況を把握し、適切に援助している。	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------



5 保育内容と環境

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

保育施設等においては、生活全体を通して、子どもに生きる力の基礎を培うため、次の3つの資質・能力を育み、保育の質の向上を図ることが重要です。

(1)豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(2)気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力・判断力・表現力等の基礎」

(3)心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

これらの資質・能力は個別に取り出して身につけるものではなく、遊びを通しての総合的な指導の中で一体的に育むことが大切です。

さらに、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、指針・要領において共通に示されています。幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、到達すべき目標ではなく、子どもの発達していく方向を表しています。就学時に突然現れるものではなく、それまでに子どもが発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい活動を積み重ねる中で、総合的に育まれていくものです。

なお、保育施設等における保育は、「養護」と「教育」の一体的な展開を特性としています。保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために行なわれる援助や関わりであり、保育における「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助です。保育者等は、子どもと生活を共にしながら、子どもの全てを受け止め、その心身の状態に応じたきめ細やかな援助、関わりをしていくことを基本とし、子ども一人一人が生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけていけるように保育を展開します。

保育の内容は、子どもの発達過程や発達の連続性を見据え、各保育施設の保育理念や保育目標のもと、保育計画をたて、計画に基づく保育を展開し、日々保育を振り返り評価し明日の保育に反映させることを繰り返すことで、保育の質の向上につながります。

また、保育は環境を通してなされることを踏まえ、保育施設等は、子ども一人一人が安全で情緒の安定した生活を送ることができる環境や、子どもが自発的に活動し、様々な体験を積んでいくことができる環境を整えることが重要です。

保育環境には、人的環境(保育者や子どもなど)、物的環境(施設や遊具など)、自然や社

会の事象などがあります。これらの環境は、相互に関連し合い、子どもの育ちの場となつていきます。保育者等は、子どもが環境との相互作用を通して成長・発達していくことを理解し、ふさわしい環境を整えていくことが大切です。

【生命の保持】

1	一人一人の子どもが、快適に生活できるように、子どもの健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応している。	<input type="checkbox"/>
2	一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるように、家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努めている。	<input type="checkbox"/>
3	一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるように、清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的なかわりをしている。	<input type="checkbox"/>
4	一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるように、発達過程等に応じて、適切な運動と休息がとれるようにすると共に子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助している。	<input type="checkbox"/>

【情緒の安定】

5	一人一人の子どもが、安心感をもって過ごせるように、子どもがおかれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的なふれあいや言葉がけを行っている。	<input type="checkbox"/>
6	一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるように、子どもの気持ちを受容し、継続的な信頼関係を築いている。	<input type="checkbox"/>
7	一人一人の子どもが、主体的に活動し、自発性や探求意欲を高め、自分への自信がもてるように成長の過程を見守り、適切に働きかけている。	<input type="checkbox"/>
8	一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるように、生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにしている。	<input type="checkbox"/>

【環境】

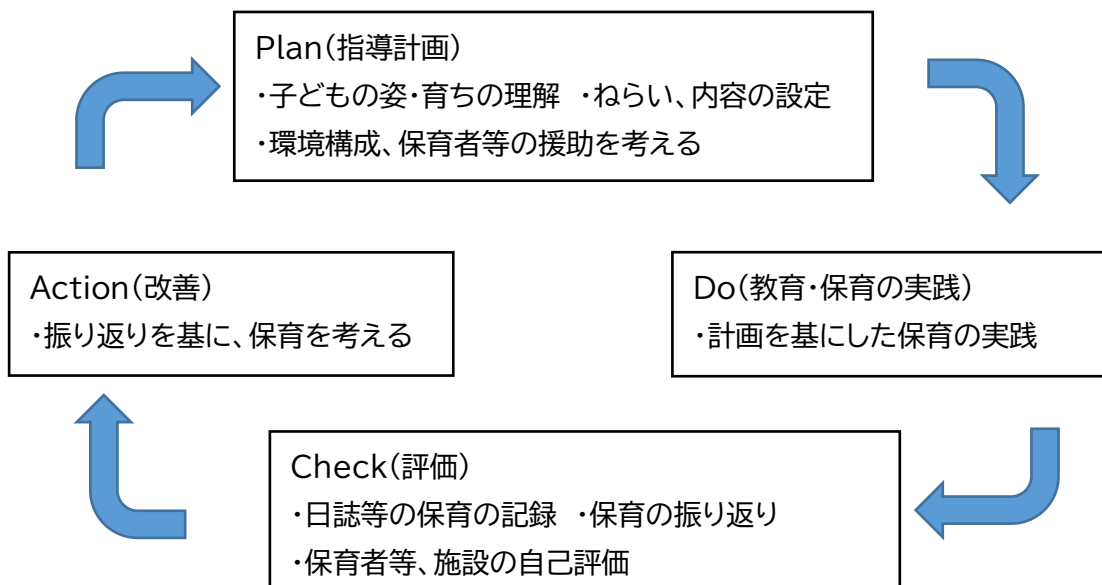
9	月齢や発達を踏まえ、乳幼児が安全で落ち着いた生活を送るための配慮がなされている。	<input type="checkbox"/>
10	保育者等も子どもにとって重要な人的環境であることを十分に意識し、自身の言動に配慮し、安心の拠り所や子どもの理解者、遊びの援助者、モデルの役割等を果たしている。	<input type="checkbox"/>

11	子どもの成長に合わせた玩具、遊具、用具、絵本等が、子どもの手の届く場所に適切な量で用意され、子どもが自由に遊び、主体的に遊びが展開できるように配慮している。	<input type="checkbox"/>
12	年齢や個々の発達に応じ、遊びや生活を通して自然や社会の事象に好奇心や探求心をもって主体的に関われるよう環境を整えている。	<input type="checkbox"/>
13	人的環境、物的環境、自然や社会の事象が、相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるように計画的に環境を構成し、工夫している。	<input type="checkbox"/>

【保育の計画と評価】

14	全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されている。	<input type="checkbox"/>
15	全体的な計画は、保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じ、創意工夫して保育できるよう作成されている。	<input type="checkbox"/>
16	全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画(年・数か月単位の期・月)と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画(週・日)を作成している。	<input type="checkbox"/>
17	保育者等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	<input type="checkbox"/>

《 PDCA サイクル 》



(1) 乳児保育

乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成され、言語を獲得し、人に対する基本的信頼感が生まれ、その信頼関係を基盤に世界を広げていきます。

こうした乳児の育つ姿は、「健やかに伸び伸びと育つ」身体的発達に関する視点、「身近な人と気持ちを通じ合う」社会的発達に関する視点、「身近なものに関わり感性が育つ」精神的発達に関する視点という3つの視点として示されています。

この3つの視点を意識し、安全が保障され、安定して過ごせるよう十分に配慮された環境の下、乳児が自ら生きようとする力を発揮できるよう、応答的に関わり、子どもたち一人一人の発達、興味、関心に応じた生活や遊びの充実を図ることが重要です。

【身体的発達に関する視点】

1	個々の子どもの食事に対する要求を受け入れながら、子どもに合わせて安心できるゆったりとした環境の中で、授乳や離乳食の提供を行っている。	<input type="checkbox"/>
2	一人一人の生活リズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡ができるように配慮している。	<input type="checkbox"/>
3	睡眠時は5分ごとに子どもの呼吸、体位、睡眠状態を観察し、睡眠時チェック表に記録して、事故防止に努めている。	<input type="checkbox"/>
4	おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じることができるように関わっている。	<input type="checkbox"/>
5	一人一人の発達に応じた遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つように関わっている。	<input type="checkbox"/>

【社会的発達に関する視点】

6	一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育者等が応答的な触れ合いや言葉かけに努めている。	<input type="checkbox"/>
7	子どもの声や表情、体の動き等から、子どもの気持ちや欲求を汲み取り、十分に受け止めながら応答的に関わっている。	<input type="checkbox"/>

【精神的発達に関する視点】

8	一人一人の子どもの発達過程を踏まえ、個人差や興味、関心に沿った保育室の環境を整えている。	<input type="checkbox"/>
9	生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気づき、感覚の働きを豊かにする環境を構成している。	<input type="checkbox"/>

10	子どもが感性や感情を豊かにもち、表現する力を身に付けていくために、生活や遊びを通して、保育者等がその時々に合わせて表情豊かにかかわっている。	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

(2) 1歳以上3歳未満児の保育

1歳以上3歳未満の発達においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能が整うようになります。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣服の着脱なども、保育者等の援助の下、自分で行うようになります。また、発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意志や欲求を言葉に表出できるようになります。

自分でできることが増えてくる時期であることから、保育者等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要があります。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育内容は、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域として示されています。これら5つの領域にかかわる内容は、乳児期の3つの視点及び3歳以上児の保育内容と連動するものであることを意識し、この時期の子どもにふさわしい生活や遊びの充実が図られることが大切です。

【健康】

1	その時々の子どもの欲求や興味、関心を理解し、応答的に関わっている。	<input type="checkbox"/>
2	走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを一緒に楽しんでいる。	<input type="checkbox"/>
3	食事の時はゆったりとした雰囲気の中で、食べることの喜びを味わえるよう工夫している。	<input type="checkbox"/>
4	保育の環境を整え、清潔に保つとともに、子どもたちが清潔に関わる行為の意味を感じとるような言葉かけをしている。	<input type="checkbox"/>
5	着脱では、子どもが自らしようとする様子を尊重し、見守ったり、さりげない援助をしたりしている。	<input type="checkbox"/>
6	トイレトレーニングでは、焦らずゆっくりとした気持ちで見守りながら、子どもの状況に合わせて援助するようにしている。	<input type="checkbox"/>
7	安全な環境の下で十分な午睡ができるように配慮し、年齢に応じて定期的に子どもの呼吸、体位、睡眠状態を観察し、睡眠時チェック表に記録して事故防止に努めている。	<input type="checkbox"/>

【人間関係】

8	身近な保育者等との愛着関係を拠りどころとして、保育施設での生活を楽しみ、周囲の人との関わりを深められるようにしている。	<input type="checkbox"/>
9	自分の思いを相手に伝えることができるようにするとともに、相手にも思いがあることに気付くことができるように、保育者等が仲立ちしている。	<input type="checkbox"/>
10	生活や遊びの中で経験を積み重ねることで、自らきまりがあることに気づき、きまりの大切さが理解できるよう援助している。	<input type="checkbox"/>

【環境】

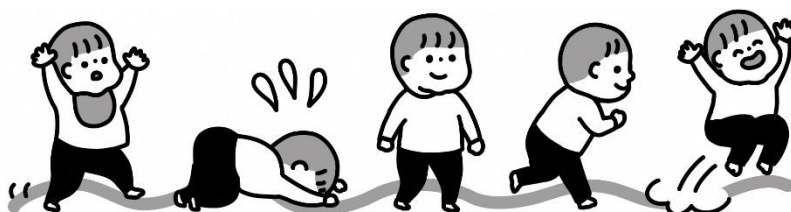
11	発達の個人差などを踏まえて、一人一人の子どもの興味や関心に沿った環境を構成するとともに、その行動範囲や動線を視野に入れて空間の取り方や区切り方を工夫している。	<input type="checkbox"/>
12	様々な遊具や用具、素材などを用意するとともに、衛生面や安全面への配慮がなされた環境を整えている。	<input type="checkbox"/>
13	自然環境に触れる機会を通して、それらに親しみや興味をもてるようにし、生命の尊さに気付く経験につなげている。	<input type="checkbox"/>

【言葉】

14	温かなまなざしで子どもに視線を合わせて、子どもの話にゆったりと耳を傾け、受容的に応じるようにしている。	<input type="checkbox"/>
15	子どもの気持ちを代弁したり、さらにやり取りが引き出されるような応答をしたりして、他の子どもとの仲立ちをしている。	<input type="checkbox"/>

【表現】

16	水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れ楽しめるようにしている。	<input type="checkbox"/>
17	音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しめるようにしている。	<input type="checkbox"/>
18	子どもの感覚に耳を傾け、子どもの感動や発見に寄り添いながら、子どもの感性が豊かに育つように働きかけている。	<input type="checkbox"/>
19	子どもがじっくりとももの関わり、様々な気付きや発見の喜びを経験するために、時間をしっかりと確保している。	<input type="checkbox"/>



(3) 3歳以上児の保育

この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立してきます。理解する語彙が急激に増加し、知的興味や関心も高まってきます。また、仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。

これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域に関する学びを意識しながら、幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿を念頭に置き、豊かな体験を通して感じたり、気づいたり、考えたり、試したり、工夫する力を保育活動全体によって育み、就学後の学びへつなげていくことが大切です。

【健康】

1	保育者等や友達と触れ合い、安定感を持って行動できるよう、保育者等は心の拠りどころになるようしっかりと子どもを受け止めている。	<input type="checkbox"/>
2	様々な遊びの中で、伸び伸びと体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちを育てながら、多様な動きが経験できるよう工夫している。	<input type="checkbox"/>
3	身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動が自分でできるように一人一人の実態を捉え、適切に援助している。	<input type="checkbox"/>
4	生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動できるよう、保育者等が手本を示したり、見守ったりしている。	<input type="checkbox"/>
5	子どもが自分でやろうとする行動を温かく見守り、子どもの発達に即した適切な励ましなどによって、自分でやり遂げた満足感を味わわせるようにして自立心を育てている。	<input type="checkbox"/>

【人間関係】

6	子どもが試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるように配慮している。	<input type="checkbox"/>
7	友達の良さに気づき、積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し、互いを認め合う経験を大切にしている。	<input type="checkbox"/>
8	集団の生活を通して、子どもが自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気づき、自分の気持ちを調整する力が育つようにしている。	<input type="checkbox"/>

【環境】

9	自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊べるような環境作りをしている。	<input type="checkbox"/>
10	身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ環境を整えている。	<input type="checkbox"/>
11	伝統的な行事や遊びに親しみ、社会とのつながりの意識が養われるようにしている。	<input type="checkbox"/>

【言葉】

12	身近な人に親しみをもって関わることにより心を動かされるような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにしている。	<input type="checkbox"/>
13	自分の思いを言葉で伝えるとともに、相手の話を興味をもって聞くことで、次第に話を理解し、言葉による伝え合いができるようにしている。	<input type="checkbox"/>
14	絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどを通して、言葉の響きやリズム、表現などに触れ、楽しさを味わえるようにしている。	<input type="checkbox"/>

【表現】

15	身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心動かす出来事などに出会い、感動を共有し様々に表現することなどを通して、豊かな感性が養われるようにしている。	<input type="checkbox"/>
16	感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする子どもの素朴な表現を受け止めている。	<input type="checkbox"/>
17	自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わい共有しながら、子どもと共に環境を構成している。	<input type="checkbox"/>



(4) 小学校との接続

就学前における子どもの学びや意欲を小学校へつなげていくためには、保育施設等と小学校の教員がお互いの教育・保育の内容について理解することが大切です。

福島市では、平成30年に福島市接続期カリキュラム「つなぐ」を作成し、子どもの育ちと学びをつなぎ、小学校にスムーズに接続するための様々な取り組みを行っています。

接続期カリキュラムの実践に取り組みながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等の連携を図り、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが大切であり、各保育施設等での工夫が期待されます。

【 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿) 】

保育所保育指針・幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示されたねらい及び内容に基づく教育・保育活動全体を通して資質・能力が育まれる子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育者等が指導を行う際に考慮するものです。

〔育ってほしい10の姿〕

- ◇健康な心と体 ◇自立心 ◇協同性 ◇道徳性・規範意識の芽生え
- ◇社会生活との関わり ◇思考力の芽生え ◇自然との関わり・生命尊重
- ◇数量や図形、標識や文字等への関心・感覚
- ◇言葉による伝え合い ◇豊かな感性と表現

※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、到達すべき目標ではありません。
また、個別に取り出されて指導されるものではないことに留意が必要です。

【小学校との連携】

1	保育施設等での保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしている。	<input type="checkbox"/>
2	保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、連携を図っている。	<input type="checkbox"/>

(5) 特に配慮が必要な子どもの保育

保育施設等は、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合う場です。

一人一人の子どもが安心して生活できるよう、障がいや様々な発達上の課題など、状況に応じて適切に配慮する必要があります。

子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握、理解すると共に、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、職員相互の連携の下、保育を展開していくことが大切です。

1	子どもの状況と成長に応じた個別の指導計画を作成している。	<input type="checkbox"/>
2	子どもの状況に応じた環境構成や援助をしている。	<input type="checkbox"/>
3	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	<input type="checkbox"/>
4	子どもにとって課題となっていることが生じやすい場面や状況・理由などを捉え、適切に関わっている。	<input type="checkbox"/>
5	子どもの理解と援助にあたっては、職員全体で共通理解を図っている。	<input type="checkbox"/>
6	保護者と連携を密にし、保育施設での生活に配慮している。	<input type="checkbox"/>
7	保護者の思いに寄り添い、共に考える姿勢をもっている。	<input type="checkbox"/>
8	子どもの育ちの特性や関わり方などについて、研修等により必要な情報を得ている。	<input type="checkbox"/>
9	小学校就学の際には、切れ目のない支援として繋げていくために、サポートシートを活用している。	<input type="checkbox"/>



6 食育

子どもが豊かな人間性を育み生きる力を身につけて行くために「食」は重要です。

保育施設等における食育では、生活と遊びを通して子どもが自ら意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、生涯にわたり健康で生き生きと生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことが必要です。食を通して、健康な心と体、人と関わる力、命を大切にする力、文化伝統を理解する力、食材や調理に関心を持つ力などが育まれるようにしていきましょう。

乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な食事の介助、援助において、保育者等は、一人一人に合わせ丁寧に関わる大切です。

1	日々の生活の中で、生活と遊びを通して、子どもが自ら意欲をもって楽しみながら、食に関わる体験を計画的に積み重ねている。	<input type="checkbox"/>
2	全体的な計画に基づいて食育計画が作成され、実践している。	<input type="checkbox"/>
3	食材や調理する人への感謝の気持ち、生命を大切にする気持ちが育まれるようにしている。	<input type="checkbox"/>
4	ゆとりある食事の時間を確保し、食事する部屋が温かな親しみとくつろぎの場となるよう配慮している。	<input type="checkbox"/>



7 健康・衛生管理

子どもの生命の保持と健やかな生活が確立されることは、日々の保育の基本です。一人一人の子どもの発育・発達の実態把握に加えて、集団生活であることを念頭に日々の健康観察や衛生管理を通し、感染症の早期発見・早期対応に努めなければなりません。特に乳児期は家庭と連携し、子どもの健康的な生活を送れるよう配慮する必要があります。

【健康状態の把握】

1	子どもの日々の健康状態を把握し、一人一人の保育に生かしている。	<input type="checkbox"/>
---	---------------------------------	--------------------------

【発育及び発達状態の把握】

2	身長・体重などの定期的・継続的な計測や健康診断の結果から、子どもの発達状況を把握し、保護者に伝えている。	<input type="checkbox"/>
3	不適切な養育や虐待が疑われる場合には、速やかに市又は児童相談所に通告し、マニュアルに沿った適切な対応を取っている。	<input type="checkbox"/>

【健康増進】

4	子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、そのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めている。	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

【疾病等への対応】

5	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、職員間で情報を共有し、必要に応じて嘱託医、市、保健所の指示に従い、保護者への周知を行う。	<input type="checkbox"/>
6	気管支喘息、アトピー性皮膚炎等、アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行っている。	<input type="checkbox"/>
7	食物アレルギーの子どもに対して、医師の指示に基づき除去食を提供し、誤食がないように安全な環境(職員の連携体制、子どもの席の位置、周辺の環境等)を整備している。	<input type="checkbox"/>
8	アレルギー対応について、食物アレルギーの子どもが誤食した場合やアナフィラキシー症状を起こした場合の方法を理解している。	<input type="checkbox"/>

【環境及び衛生管理】

9	施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持している。	<input type="checkbox"/>
10	施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。	<input type="checkbox"/>

8 安全管理・災害への備え

保育に関わる職員は、常に危機管理意識を持って、子どもの健やかな成長を支援する安全な環境を整備していく責務があります。子ども一人一人を十分に理解し、子どもの発達の特性と事故の関わりに留意し、職員全員で施設内外の事故の予防に努めなければなりません。

また、保育施設等として、様々な危機に直面しても、子どもの命を守ることができるように災害への備えをしっかりとしていきましょう。

【安全管理】

1	日常的に点検項目を明確にして、定期的に点検を行っている。	<input type="checkbox"/>
2	保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもの観察に空白時間が生じないように努めている。	<input type="checkbox"/>
3	ヒヤリハット事例の収集及び原因の分析を行い、必要な対策を講じている。	<input type="checkbox"/>
4	事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じている。	<input type="checkbox"/>
5	保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行っている。	<input type="checkbox"/>
6	救命救急や AED の講習会を受講し、子どもを対象とした心肺蘇生などの応急処置や非常時の対応ができる。	<input type="checkbox"/>



【災害への備え】

7	防火設備・避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行う。備品・遊具等の配置及び保管を適切に行うなど、日頃から安全環境の整備に努めている。	<input type="checkbox"/>
8	火災や地震、水害、噴火などの災害の発生やJアラート発令に備え、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを確認し、定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図っている。	<input type="checkbox"/>
9	防災紙芝居や絵本等を活用し、子どもが危険を予測したり、身の安全を守ったりする力がつくよう、安全教育を行っている。	<input type="checkbox"/>



9 子育て支援

子育て支援は、子どもの最善の利益を念頭において、各家庭で安定した親子関係が築かれ、保護者が子育てに喜びを感じ、その養育力の向上に繋がることを目指し、保育施設等は専門性や特性を生かした支援に取り組み、子育てを支えています。

また、保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重することが大切です。

【保育施設等の特性を生かした子育て支援】

1	教育及び保育、子育ての支援に関する知識や技術など、保育者の専門性や保育施設等の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めている。	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

【子育て支援に関して留意すべき事項】

2	保護者に対する子育て支援における地域の関係機関との連携及び協働を図る。	<input type="checkbox"/>
3	子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄を口外しない。	<input type="checkbox"/>

(1) 保護者支援

保護者とのコミュニケーションを大切にし、保育の内容や意図、また子どもの様子や気持ち、心身の成長の姿などをわかりやすく知らせ、保護者の子育てに対する意欲や自信を高めることにつなげることが大切です。

家庭と保育施設等が互いに理解し合い、その関係性を深めるためには、保育者等が保護者の置かれている状況を把握し、思いを受け止めること、保護者が保育施設等における教育及び保育の意図を理解できるように説明すること、保護者の疑問や要望には対話を通して誠実に対応すること、保育者等と保護者の間で子どもに関する情報の交換を細やかに行うこと、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うことなどが必要です。

【保護者との相互理解】

1	日常の様々な機会を活用し、子どもの日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めている。	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

2	保護者の話を傾聴する姿勢を持ち、誠実に対応している。	<input type="checkbox"/>
3	様々な行事等を活用して、保育施設等での子どもの様子を知ってもらい、共通理解を深めるように努めている。	<input type="checkbox"/>
4	保護者懇談会や行事などで保護者同士の交流や協同の機会を提供し、保護者間の連携を支援している。	<input type="checkbox"/>
5	保護者からの意見・要望・苦情に対しては、誠実に対応し、その検討結果について保護者に伝えている。	<input type="checkbox"/>

【保護者の状況に配慮した個別の支援】

6	保護者の子育てに対する不安や悩みを受け止め、適切に助言、援助をしている。	<input type="checkbox"/>
7	言葉や文化の違いから保護者が孤立しないように配慮している。	<input type="checkbox"/>
8	特別な配慮を必要とする家庭への支援について、職員間で情報共有し、関係機関とも連携を図っている。	<input type="checkbox"/>
9	不適切な養育や虐待等の疑いがある場合には、速やかに施設内で情報を共有し、関係機関に連絡し適切な対応を図っている。	<input type="checkbox"/>

(2) 地域の子育て支援

保育施設等は、地域の身近な子育て支援や相談できる場として、育児不安やストレスを和らげ、虐待防止や地域の育児力の向上に貢献する役割を担っています。

家庭で子育てをしている保護者と子どもが、気軽に社会とつながるきっかけとなる働きかけや場の提供を行い、地域の関係機関や地域の人材と連携しながら、子どもを中心に保護者とともに関わり地域全体で充実した子育ての環境づくりに努めます。

【地域に開かれた子育て支援】

1	保育施設等は、地域の実情や当該施設等の体制等を踏まえ、地域の保護者に対して、教育及び保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めることを知っている。	<input type="checkbox"/>
2	地域の子育て家庭を対象に、地域のニーズや保育施設等の特性、実情に応じた子育て支援への取り組み(園庭開放、行事参加、子育て相談、育児講座、子育て関連の情報提供等)を積極的に行っている。	<input type="checkbox"/>

10 職員の資質向上

子どもの最善の利益のため、人権に配慮した保育を行うためには、職員の人間性や専門性、職務及び責任の理解と自覚が基盤となります。一人一人の子どもの安心と安定した生活を保障し、保護者や地域の子育て支援を行っていくために、あらゆる職種の職員が保育の質の向上に向けて、保育内容の改善や役割分担の見直し等に組織的に取り組み、必要な知識及び技術の習得・維持及び向上に努めることが求められます。

保育者等の専門性は、保育内容を計画し、日々の保育に取り組み、振り返り、課題の改善に向けた取り組みを繰り返す中で高まっていきます。保育者等の研修への積極的な参加や外部の研修で得た知識を施設内で共有し、チームとして補い合い協働していくこと、そして施設長の適切なサポートのもとで保育施設全体の保育の質は向上します。

【職員に求められる資質】

1	子どもと関わることを喜び、子どもと一緒に楽しむことができる。	<input type="checkbox"/>
2	全ての職員を互いに尊重し、勤務形態等に関わらず仲間として同じように接し、共通理解と共同性を高める。	<input type="checkbox"/>
3	倫理観・人間性・施設職員として責任感を持ち、自覚をもって保育に従事している。	<input type="checkbox"/>
4	保護者の気持ちに寄り添い、保護者と共に子どもの成長を喜び合い、子どもの育ちや子育てを支えている。	<input type="checkbox"/>

【職員に求められる専門性】

5	自己評価等で課題を見つけ、その課題の解決と専門性の向上のために自己研鑽に努めている。	<input type="checkbox"/>
6	保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領等を十分に理解し、向上心を持って教育・保育に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

【職員の研修等】

7	保育施設全体としての保育の質の向上を図っていくために、職場内での研修の充実が図られている。	<input type="checkbox"/>
8	子どもに対して不適切な対応を行っていないか、振り返りや研修の機会を設けている	<input type="checkbox"/>
9	外部研修に参加する際は、保育施設における課題を理解した上で、目的意識をもって意欲的に臨んでいる。	<input type="checkbox"/>
10	研修で得た知識や技能を他の職員と共有するとともに、日々の保育実践につなげるよう工夫している。	<input type="checkbox"/>



11 施設の運営体制

保育の質の確保・向上を考えると、中心となるのは保育者等の人材であり、人材の確保と育成が最も重要です。保育者等が資質・能力を発揮していくためには、施設の運営体制を確立しなければなりません。

運営事業者は、保育者等が安心して働ける環境や運営体制を整備し、施設長のリーダーシップのもと、役割や業務分担を明確にし、協力し、高め合いながら、常により良い保育に向かって取り組んでいかなければなりません。

それぞれの保育施設が法令を遵守し、保育施設として社会的責任を果たすことで、より質の高い保育の実践につながります。そのためにも、運営事業者の健全な経営が不可欠です。

(1) 運営事業者のあり方

1	運営事業者として、熱意と積極性をもっており、保育に対する理念や方針が明確である。	<input type="checkbox"/>
2	事業計画に基づいて事業を実施し、実績を事業報告にまとめ、次年度に生かしている。	<input type="checkbox"/>
3	現場の意見が施設運営に反映されている。	<input type="checkbox"/>
4	職員の雇用条件、就労規則が明確である。	<input type="checkbox"/>
5	保育者等が安定的に就業し、生涯を通じて専門性を向上できるよう、期限の定めない雇用形態となっており、保育者等の安定が図られている。	<input type="checkbox"/>
6	保育者等が安心して働き続けることができる労働条件(給与水準・休暇制度・休憩時間等)や自己啓発、リフレッシュのための労働環境(人的配置・時間の保障等)が整備されている。	<input type="checkbox"/>
7	保育者等のワークライフバランスに関する視点を持ち、具体的な取り組みを実施している。	<input type="checkbox"/>
8	保育運営のリーダーシップを発揮するにあたり、施設長・主任の経験年数や年齢が適切である。	<input type="checkbox"/>
9	職員の経験年齢や年齢等について、均衡が取れた組織体制となっている。	<input type="checkbox"/>
10	保育施設の自己評価、利用者アンケート等に取り組み、その結果を踏まえた保育の改善について保護者に伝えている。	<input type="checkbox"/>
11	利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>

(2) 施設長のあり方

【施設の責務】

1	施設長は、保育所保育指針等の趣旨と内容を踏まえ、教育及び保育に関わる法令や倫理等を正しく理解している。	<input type="checkbox"/>
2	施設長は、保育施設の役割と社会的責任を適切に果たすように努めている。	<input type="checkbox"/>
3	職員間の信頼関係を築き、教育及び保育に関する情報共有をはじめとするコミュニケーションを大切にしている。	<input type="checkbox"/>

【子どもの権利】

4	子どもの権利や保育施設の役割について、職員全体で確認し、十分に配慮している。	<input type="checkbox"/>
5	子どもの最善の利益のために、子どもの人権に配慮した保育を行っている。	<input type="checkbox"/>
6	個人情報の保護、差別の禁止、子どもの家庭の養護に関する事項を理解している。	<input type="checkbox"/>

【保育の計画と評価】

7	施設長は、保育施設の実情に応じて創意工夫を図り、保育施設の機能及び質の向上に努めている。	<input type="checkbox"/>
8	全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成している。	<input type="checkbox"/>
9	全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じ、創意工夫して保育できるように作成している。	<input type="checkbox"/>
10	保育施設の自己評価の結果を公表し保護者や地域社会に対して、保育施設として取り組んでいる内容を明らかにしている。	<input type="checkbox"/>

【関係機関等との連携】

11	保育施設の保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを考慮し、小学校教育が円滑に行われるよう連携を図っている。	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

12	特に配慮の必要な子どもに対しては、必要に応じて、専門機関と連携し適切な対応ができるようにしている。	<input type="checkbox"/>
13	不適切な養育や虐待が疑われる場合には、速やかに市又は児童相談所に通告し、マニュアルに沿った適切な対応を取っている。	<input type="checkbox"/>
14	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めている。	<input type="checkbox"/>
15	災害に備え、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めている。	<input type="checkbox"/>

【安全管理・災害への備え】

16	様々な危機に直面しても、子どもの命が守ることができるよう、日常的に点検項目を明確にして、定期的に点検を行っている。	<input type="checkbox"/>
17	ヒヤリハット事例の収集及び原因の分析を行い、必要な対策を講じている。	<input type="checkbox"/>
18	保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行っている。	<input type="checkbox"/>
19	防火設備・避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行う。備品・遊具等の配置及び保管を適切に行うなど、日頃から安全環境の整備に努めている。	<input type="checkbox"/>
20	火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成し、定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図っている。	<input type="checkbox"/>

【子育て支援】

21	施設長は、保護者と信頼関係を築き、保育の意図の説明などを通じ、保護者の子育てを実践する力の向上を促している。	<input type="checkbox"/>
22	保護者に対する子育て支援における地域の関係機関との連携及び協働を図り、保育施設全体の体制構築に努めている。	<input type="checkbox"/>
23	様々な行事等を活用して、子どもの様子を知ってもらったり、保護者同士の交流や協同の機会を提供したりして、保護者間の連携を支援している。	<input type="checkbox"/>
24	保護者からの意見・要望・苦情に対しては、適切に対応し、その検討結果について保護者に伝えている。	<input type="checkbox"/>

25	保育施設等は、地域の実情や当該施設等の体制等を踏まえ、地域の保護者に対して、教育及び保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努める。	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

【研修等の取り組み】

26	施設長は、体系的、計画的な研修を設け、専門性向上のための機会を確保している。	<input type="checkbox"/>
27	保育者等の資質向上のため、通常業務内において OJT や研修・講演会等に参加し、学習機会が持てるよう、時間を確保し、保育体制を整えている。	<input type="checkbox"/>



12 保育の質の向上のために

福島市が目指す保育の実現に向けて、事業所(育ち学ぶ施設)・保育施設等の保育者・保護者・地域・福島市が一体となって、教育・保育の質の向上に取り組んでいきます。

「福島市子どものえがお条例」には、福島市全体で子どもたちを大切に、子どものえがおあふれる社会の実現のために、地域社会のそれぞれの役割を定めています。

【それぞれの役割】

<p>事業所 (育ち学ぶ施設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども視点での保育環境の整備を行う。 ・保護者が安心して子育てを行うことができるような支援を行う。 ・職員が安定して働き続けることができる労働条件(給与水準・休暇制度・休憩時間等)を整備し、保育者等が働きやすい職場環境を整える。 ・地域に根差した施設運営を行い、地域と保育施設の適切な関係を保つ。 ・保育者等の専門性を高める意欲を支援する。
<p>保育施設等の保育者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子どもの気持ちや発達を理解し、寄り添う保育を行う。 ・子どもの年齢及び心身の発達に応じ、子どもが主体的に学び、育つことができるような必要な支援を行う。 ・子どもが集団生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身につけることができるよう支援する。 ・子どもの育つ姿や保育の意図を保護者に伝え、子育てを支援する。 ・専門性を高め、経験を豊かにし、保育の質を高める。

<p>保護者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生活に必要な習慣を身につけ、心身ともに健やかに成長することができるよう子どもと過ごす時間を大切にし、深い愛情をもって子育てを行う。 ・子どもに対して、体罰を加えたり、虐待を行ったりしない。 ・保育者等と子どもの育ちを共有し、子育てに見通しや希望をもつ。 ・保護者同士がつながり、子育てに関する情報を共有する。 ・保育施設等の保育に協力し、参加するよう努める。
<p>地域住民・ 地域事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、子育てに積極的に関わり、安全で安心な地域づくりを行う。 ・子育てとの両立ができる職場環境を整えとともに、子どものための地域活動に協力する。
<p>福島市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援の体制整備と、地域全体でより良い子育て環境をつくれるよう調整する。 ・子どもの安全と適正な施設運営を担保し、すべての利用者が安心して施設を利用できるように努める。 ・子どもの豊かな創造性や感性を育むための特色をいかした教育・保育を行う施設を支援する。 ・全ての施設でより良い保育が展開できるよう、保育者等に対して、保育に関わる研修や相談支援事業など、様々な支援を行う。 ・保育者等、保護者、地域、事業者が本ガイドラインを共有し、役立てられるよう支援する。

おわりに

「福島市保育の質ガイドライン」は、福島市子どものえがお条例の基本理念を踏まえ、子どもを中心とした視点で、福島市の保育水準の担保と、保育の質の向上を目指せるよう、保育者等、保育施設等、保護者、地域、行政が一定の共通認識を持ち、相互に連携・協力するためのものとして策定しました。

保育関係者には、日々の保育で大切にすることを再度確認するためのものであり、また、保護者や地域の方々が、福島市において、どのような保育が行われているのかを知ることで、子どもの育ちに関する理解や考え方が共有され、連携・協力がさらに深まる一助となることを期待するものです。

各施設の独自性や特色を大切にしながら、本ガイドラインの内容を日々の保育に活かしていただきたいと思います。

また、チェック項目は、チェック内容を軸に、保育者等同士がお互いの保育観を理解し合い、より良い関わりや環境設定を考え合う、見直しのきっかけになってほしいと考えています。

主体としての子どもはもちろんのこと、保育者等も保護者も地域の方々も笑顔で関わり合うことができるような保育の場の展開と、さらなる保育の質の向上が図られることを願っております。

なお、今後、保育を取り巻く環境や状況の変化に合わせ、本ガイドラインは順次見直しをしていきたいと考えております。

「福島市保育の質ガイドライン」策定委員 田辺 稔

福島市保育の質ガイドライン

《策定委員》

氏名	所属等
黒澤 雄二	福島地区国公立幼稚園・こども園会 会長
齋藤 悟	一般社団法人 福島市私立幼稚園協会 専務理事
田辺 稔	福島学院大学福祉学部こども学科 教授
長谷川 美香	桜の聖母短期大学生活科学科 講師
原野 明子	福島大学人間発達文化学類 教授
山崎 麻弥子	福島市私立認可保育施設連合会 会長

(あいうえお順)

《事務局》

氏名	所属等
信太 由紀子	福島市幼稚園・保育課 幼保支援室長
松山 恵子	福島市幼稚園・保育課 幼児教育・保育サポート担当
高村 弘子	福島市幼稚園・保育課 幼児教育・保育サポート担当
渡邊 由紀	福島市幼稚園・保育課 幼児教育・保育サポート担当
福地 麻里恵	福島市幼稚園・保育課 幼保支援係 主任保育士

問い合わせ先

福島市こども未来部 幼稚園・保育課

電話:024-572-3122